平成２２年（フ）第３４号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東431番地１
債務者　川原美千代（旧姓西）
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月10日午後３時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第１３６号
静岡県静岡市駿河区西島536番地の１
債務者　興津　知栄
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７１号
静岡市駿河区みずほ５丁目５番地の５　シュール伏見101号
債務者　深澤　　毅
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９６号
静岡市清水区北脇新田318番地　ポラリスⅢ103号、旧住所静岡市清水区八坂北２丁目４番21号　グリーンハイツ八坂101号
債務者　坂口　大輔
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９９号
静岡市清水区下野北３番30号　望月方
債務者　前田　雄一
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１２号
静岡市葵区清閑町11番３―205号
債務者　福岡　益美
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２号
大分県竹田市大字拝田原246番地２
債務者　今村　善行
１　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午後１時
大分地方裁判所竹田支部

平成２２年（フ）第２３号
大分県竹田市大字拝田原246番地２
債務者　今村　美香
１　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午後１時
大分地方裁判所竹田支部

平成２２年（フ）第３９０号
静岡市駿河区中田２丁目６番４号　201号、旧住所静岡市駿河区南町４番37―702号　ボーセジュール　サツカ
債務者　高田ひろ子（旧名郭庫）
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月７日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８１号
静岡県湖西市鷲津1173番地の11　コーポヒロＣ―２
債務者　野口　真悟
１　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２８１号
静岡市葵区上足洗２丁目２番９号　千代田寮210号
債務者　渡辺　希味
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３２号
静岡県藤枝市高洲12番地の１　レオパレス高洲205号、旧住所静岡県島田市伊太2314番地の４
債務者　小野寺静香
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９９号
静岡市駿河区馬渕３丁目７番14号、住民票の住所静岡市駿河区宮本町７番６―106号
債務者　山野井　実
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１０９号
栃木県足利市福富新町716番地16
破産者　株式会社ヒルカワ
１　決定年月日　平成22年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１４２号
栃木県足利市福富町632番地の２
破産者　有限会社フクトミ
１　決定年月日　平成22年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部